

特定建設作業に対する規制<騒音>

1 特定建設作業の種類【別紙参照】

- (1) くい打機（もんけんを除く）
くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業（圧入式及びアースオーガーを併用する作業を除く）
- (2) びょう打機を使用する作業
- (3) さく岩機を使用する作業（1日50回以上移動する作業を除く）
- (4) 空気圧縮機（電動でなく出力15kw以上のもの）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する場合を除く）
- (5) コンクリートプラント（容量0.45立方メートル以上）又はアスファルトプラント（容量200kg以上）を設けて行う作業（モルタル製造する場合を除く）
- (6) バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業
- (7) トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業
- (8) ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業

2 特定建設作業に対する規制

規制内容	作業内容（概要）								適用除外
	くい打機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント	アスファルトプラント	バックホウ	トラクターショベル	
作業場所の敷地境界線における騒音	85デシベルを超えないこと								生命の危険防止等 災害・非常事態
作業禁止の時間	第1号区域 午後7時～翌日午前7時								
	第2号区域 午後10時～翌日午前6時								
作業時間制限	第1号区域 1日10時間								
	第2号区域 1日14時間								
連続作業日数	6日間以内								
作業禁止日	日曜日・その他の休日								

3 建設作業に係る規制区域区分

第1号区域	第2号区域	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第2号区域				上記以外の第4種区域	

【問い合わせ先】

鳥取市 環境下水道部 生活環境課 環境衛生係
TEL (0857) 20-3216
FAX (0857) 20-3045

特定建設作業に対する規制<振動>

1 特定建設作業の種類【別紙参照】

- (1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
- (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- (3) 舗装版破碎機を使用する作業
(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)
- (4) ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業
(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)

2 特定建設作業に対する規制

作業内容（概要）	くい打機	鉄球使用破壊作業	舗装版破碎機	ブレーカー	適用除外
規制内容					
作業場所の敷地境界線における振動	75デシベルを超えないこと				生命の危険防止等 災害・非常事態
作業禁止の時間	第1号区域	午後7時～翌日午前7時			
	第2号区域	午後10時～翌日午前6時			
作業時間制限	第1号区域	1日 10時間			
	第2号区域	1日 14時間			
連続作業日数	6日間以内				
作業禁止日	日曜日・その他の休日				

3 建設作業に係る規制区域区分

第1号区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
第1号区域	第2種区域	第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
第1号区域	第2種区域	第2種住居地域
		準住居地域
第1号区域	第2種区域	近隣商業地域
		商業地域
第1号区域	第2種区域	準工業地域
		工業地域
第2号区域	第2種区域	青色で表示された区域にある学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺約80メートル以内の区域
第2号区域	第1号区域以外	

【問い合わせ先】

鳥取市 環境下水道部 生活環境課 環境衛生係
TEL (0857) 20-3216
FAX (0857) 20-3045